

消防庁一斉受令端末更新業務
仕 様 書

令和 7 年 10 月

広島県

目 次

第1章 総 則	1
1.1 適用範囲	1
1.2 目 的	1
1.3 業務範囲	1
1.4 業務概要	1
1.5 業務場所	1
1.6 期間	1
1.7 遵守事項	1
1.8 疑義	2
1.9 関係機関との協議	2
1.10 特許権等の使用	2
1.11 提出書類	2
1.12 検査	2
1.13 保証期間	3
1.14 運用指導	3
1.15 予備品・付属品	3
1.16 既設システムとの対向試験、調整	3
1.17 その他事項	3
第2章 指 定 事 項	4
2.1 適合規格基準等	4
2.2 周囲条件	4
2.3 表示	4

第1章 総 則

1.1 適用範囲

本仕様書は、発注者である広島県(以下「発注者」という。)が発注する消防庁一斉受令端末更新業務(以下「本業務」という。)に適用する。

1.2 目 的

本仕様書は、現在運用している、消防庁一斉受令端末に伴う設備の、製造、据付、調整、改造、既設設備の設定変更および撤去等について必要な事項を定めるものである。

なお、当該仕様書に記載が無い場合も、本業務に当然備えるべき機能については、受注者の責任においてこれを満足しなければならない。

1.3 業務範囲

受注者は、本仕様書に基づき本業務に必要な設備の設計、製作、運搬、据付、調整試験、既設設備の設定変更及び撤去、検収その他の一切を行うものとする。

1.4 業務概要

消防庁一斉受令端末を取替する。一斉受令端末は、一斉受令用ソフトウェアを運用するうえで、十分な性能を満たすものとする。

Windows11 対応の一斉受令用ソフトウェアをインストール後、消防庁と連携し、動作確認を行う。

また、消防庁一斉受令端末に関しては、ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

既設品については、本業務にて処分すること。

装置名	台数	備考
一斉受令用端末（ノート型）	2 台	
一斉受令用プリンタ	2 台	
一斉受令用警告灯	2 台	

1.5 業務場所

広島県庁 広島市中区基町 10-52

1.6 期間

契約日の翌日～令和 8 年 3 月 31 日（火）

1.7 遵守事項

本業務は、本仕様書による他に、次の各号に掲げる法令規則等に準拠するものとし、本仕様書に明示されていない事項がある場合は発注者及び受注者が協議の上で決定するものとする。

- (1) 電気通信施設保守業務共通仕様書
- (2) 電気通信施設設計要領(案)・同解説(通信編)
- (3) 電気通信設備施工管理の手引
- (4) 国土交通省関連仕様書
- (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその基準
- (6) 日本産業規格(JIS)
- (7) 日本電機工業会標準規格(JEM)

- (8) 日本電子機械工業会規格(EIJA)
- (9) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (10) 電波法及び同法関係法令
- (11) 労働安全衛生規則
- (12) その他関係法令等

1.8 疑義

本仕様書に記載された内容及び事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。尚、本仕様書に示されていない事項についても、これが当然必要と発注者が認める事項については受注者の責任において処理するものとする。

1.9 関係機関との協議

関係部局、関係機関等との協議を行うものとし、当該対応に関わる全ての費用は、本業務に含まれるものとする。

1.10 特許権等の使用

本仕様書に定める機器製作及び設備等において、受注者が特許権その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は、受注者にあるものとする。

なお、実用新案についても同様とする。

1.11 提出書類

受注者は、契約約款に定める書類の他、以下の書類を提出しなければならない。
また、これ以外にも業務上必要な書類がある場合には、業務計画書に定め発注者の承認を得ること。

- ・業務着手前
 - (1) 作業責任者届
 - (2) 業務計画（工程）書
- ・随時（必要な場合）
 - (1) 業務打ち合わせ簿
 - (2) 機器（仕様）承諾願
- ・業務完了時
 - (1) 業務報告書（写真等含む）
 - (2) 試験成績書（単体試験、結合試験）
 - (3) 納入機器及び設定変更機器コンフィグファイル
 - (4) 電子成果品（(1)～(3)の電子データ）
 - (5) 引渡書

1.12 検査

受注者は、納品、業務完了時において発注者の立会いのもとに次の検査に合格しなければならない。なお、検査に関わる全ての費用は受注者の負担とする。

- (1) 各機器単位の機能検査及び総合動作機能検査
- (2) その他発注者が必要とする検査

1.13 保証期間

本システムの無償保証期間は、引渡し後1年間とし、この期間内に発生した不具合については、受注者の責任により無償にて速やかに修理、修復または良品と交換するものとする。

なお、無償保証期間終了後であっても、受注者の瑕疵による不具合の場合は、受注者に対して無償修理を行わせることができるものとする。

1.14 運用指導

受注者は、本システムの設備の運用開始前に、マニュアルを作成の上、発注者に対して運用指導を行うこと。なお、運用指導に関わる全ての費用は受注者の負担とする。

- (1) 機器の取扱、操作並びに保守及び点検その他運用全般に関すること
- (2) 障害発生時の切り分け、応急処置に関すること

1.15 予備品・付属品

必要な予備品・付属品は、完成と同時に納入するものとする。

1.16 既設システムとの対向試験、調整

既設システムとの対向試験及び調整を行うものとし、当該対応に必要となる全ての費用は、本業務に含まれるものとする。

1.17 その他事項

本仕様書によるものの他、システムを構築する上で有利と思われる事については、発注者受注者協議の上、仕様書を変更する場合がある。

機器取替作業は、運用中システムへの影響が最小限となるよう十分検討し、監督員の承認を得て取替を行うこと。

第2章 指 定 事 項

2.1 適合規格基準等

本業務に使用する機器及び、据付に要する材料、部品は、第1章の遵守事項に挙げる規格基準等に適合したものでなければならない。

2.2 周囲条件

本業務に使用する機器については、次の条件において正常に動作するものとする。

(1) 屋内設置機器

- (a) 周辺温度 5℃～+35℃
- (b) 相対湿度 20～80% (非結露)

2.3 表示

- (1) 装置には、装置名、形式、製造番号、製造者名及び年月を示した銘板を附すること。
 - 1) 本システム各装置は、別途指示する装置名称を記入すること。
 - 2) 装置の表示は、別途指示するサイズの白地のテープに黒字の印字とする。

第3章 機 器 仕 様

3.1 ノートパソコン

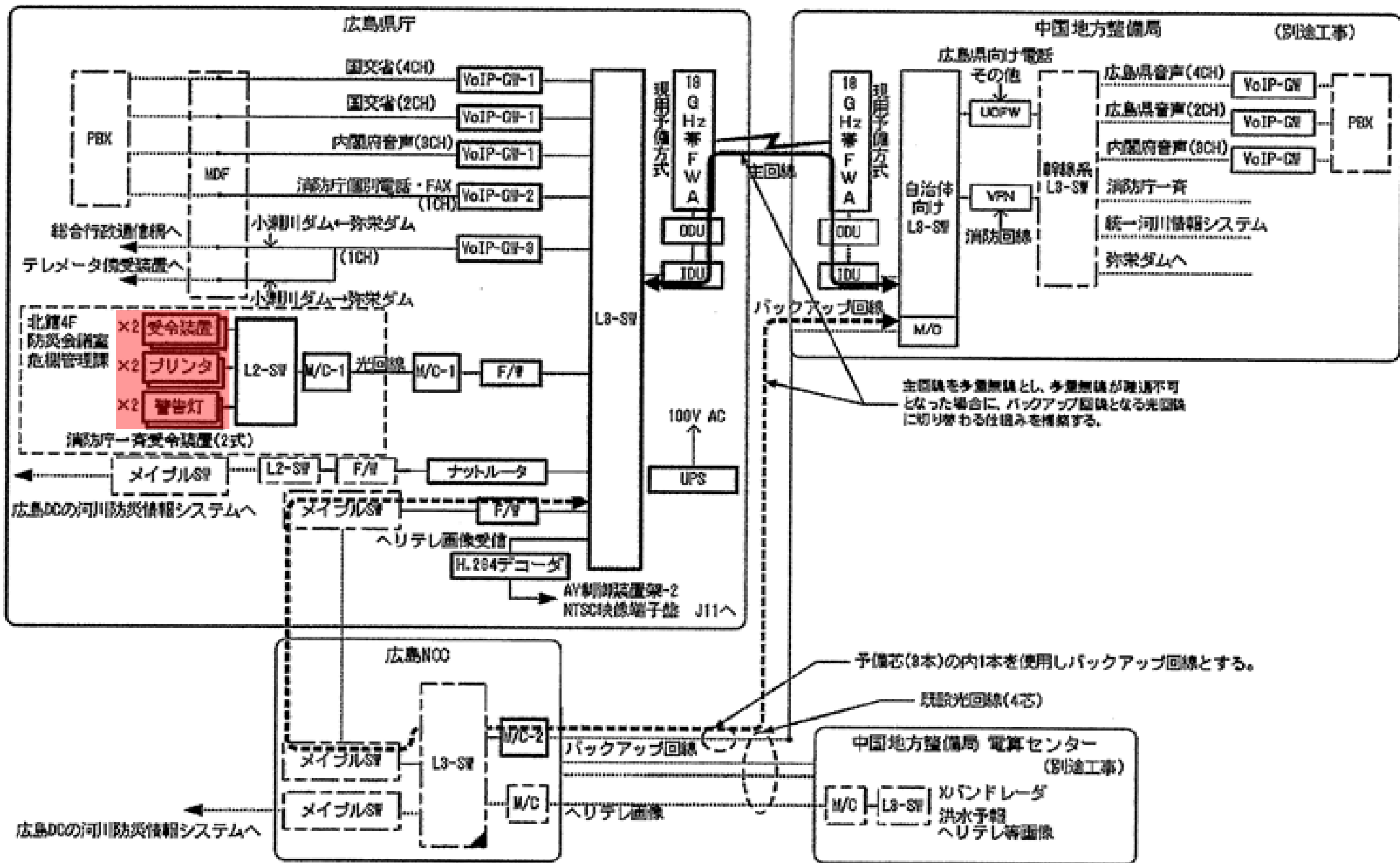
- (1) OS : Windows11 (エディション・バージョンは問わない)
- (2) メモリ : 8 GB 以上
- (3) ストレージ : 256GB 以上
- (4) 別途提供する消防庁の一斉受令ソフトウェアをインストールすること。また、ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

3.2 プリンタ

- (1) 受信クライアント端末 (Windows11) に対応していること
- (2) 機能概要 : 一斉指令受信内容を印刷できること
- (3) 印刷方式 : モノクロ、レーザー方式
- (4) 解像度 : 600dpi×600dpi 以上
- (3) 用紙サイズ : 最大 A4 (普通紙、両面印刷対応)
- (4) LAN インターフェース : 10/100/1000BASE-T 1 ポート以上
- (5) 電源電圧 : AC100V±10% 50/60Hz

3.3 警告灯

- (1) 受信クライアント端末 (Windows11) に対応していること
- (2) LED 表示灯色 : 赤、黄、緑 (3 色)
- (3) ソケット通信及び PHN コマンド制御が可能なもの



：更新対象箇所

業 務 名	消防庁一斉受令端末更新業務		
図 名	ネットワーク構成図		
縮 尺	NON	図面番号	2/2
業務場所	広島市中区基町10番52号		
広島県			